

第9回権利擁護部会 成年後見制度について

<成年後見制度>

認知症があったり、知的障害や精神障害があったりするため、ものごとの判断能力に欠けたり不足する方が、契約行為や財産の管理などをするとときに不利益が生じることがないように、ご本人を保護し、支援する人を設ける制度です。

○法定後見制度:ご本人にどの程度の支援が必要になるのか家庭裁判所が判断し、「後見」「保佐」「補助」の中からご本人にあった支援を決定する制度です。

○任意後見制度:将来、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめご本人の支援をしてくれる人(任意後見人)や支援をしてもらいたい内容を契約により決めておく制度です。

ご本人の判断能力が低下したときに、ご本人やご家族の申し出により家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務が開始されます。

○後見人・保佐人・補助人の役割(財産管理, 身上監護)

ご本人の意思を尊重しつつ、本人の心身状態や生活状況に配慮しながら必要な代理行為を行い、本人の財産(預貯金や不動産等)を適正に管理したり、診療・医療・福祉サービスなどの契約行為を行います。

* 役割は同じですが、権限に違いがあります。

●後見人の権限

成年後見人は、ご本人の判断能力が欠ける場合に就任します。基本的にはほぼすべての法律行為(契約の締結や解除など)をご本人の意思を尊重したうえで代理できます。

・日常生活に関する購入(食品や日用品など)や契約は有効になり、代理人が取り消すことはできません。

*被後見人は、契約行為が必要なことや日常生活に関すること以外にお金を使用する場合は、成年後見人の了承が必要となります。

・不動産の処分などに関する行為は、成年後見人が代理権を持っているが、ご本人にとって大きな影響があるため、裁判所の許可が必要になります。

●保佐人の権限

保佐人は、本人の能力が著しく不十分な場合に就任します。

この場合、以下の行為について保佐人に同意権が与えられます。

- 1 貸付金・貸付不動産の返済を受けたり、逆に貸し付けたりすること
- 2 借金を借り入れたり、他人の借金の保証人になること
- 3 不動産など重要な財産の売却処分などを行うこと
- 4 訴訟を起こしたり、取り下げたりすること
- 5 贈与をしたり、和解したりすること
- 6 相続の承認や放棄、遺産分割をすること
- 7 遺産などの贈与を受けるのを拒否したり、放棄をすること
- 8 建物の新築、改修、増築、修繕を行うこと
- 9 長期の賃貸借契約を行うこと

*これらの行為は、被保佐人にとって重要な権利義務の発生や変動を伴うものです。これらの行為を判断能力が著しく不十分な被保佐人が単独でおこなってしまうと、被保佐人にとって、極めて不利な結果になる可能性もあります。このため、被保佐人の保護のために、保佐人の同意を要します。

*裁判所は、上記行為のうち、特定の行為について代理権を付けることもできます。この場合、保佐人は、被保佐人に代わって契約等を行うことができます。被保佐人は、契約など行うことは可能ですが、後で保佐人が取り消すことが可能です。

●補助人の権限

補助人は、ご本人の能力が不十分な場合に就任します。
この場合、上記の1～9の行為の一部について、同意を要するように設定することができます。また、一部の行為について代理権を認めることもできます。

★被成年後見人は、判断能力に欠けている状態ですが、被保佐人、被補助人は判断能力がある状態です。そのため、保佐人、補助人の選任にはご本人の同意が必要になります。
被後見人の場合は、その意思決定が難しいため、ご本人の同意は不要ということになります
が、ご本人の意思決定を最大限尊重しないといけないことには変わりはありません。

＜後見人等になれる人＞

- *ご本人の親、兄弟、姉妹など4親等以内の親族
- *弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職
- *社会福祉協議会などの法人
- *市民後見人(養成研修の受講が必要)

★未成年者や欠格事由にあたる人や法人以外の自然人であれば、後見人になることは原則としてできますが、家庭裁判所が、ご本人にとって誰が最善かを考え、後見人を選任するため、実際には上記の人や法人になります。

★独居の高齢者の増加等により、後見人を必要とする方の増加が見込まれる中、専門職が不足しており、市民後見人の役割は今後大きくなると想定されています。

＜成年後見制度利用の申立ができる人＞

申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、保佐・補助人、未成年後見人・未成年後見監督人、保佐・補助監督人、検察官です。

- *身寄りのない方については、市町村長が申立を行うことができます。

<成年後見制度の手続きの流れ>

①家庭裁判所への申立

○成年後見制度利用に関する案内や相談は、家庭裁判所、法テラス、成年後見センター、福祉事務所等行政機関、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の機関、各専門職の事務所等で行っており、各自治体によって違いがあります。

京都市においては、成年後見制度を利用しやすくするため、平成24年4月1日から、ひと・まち交流館に成年後見支援センターを設置し、相談から申請、利用までの支援、市民後見人の養成を行っており、成年後見制度の中心的な役割を担っています。

○申請に必要な書類

- 1 申出書一式(代理・同意行為目録、親族関係図、後見人等候補者身上書等)
- 2 診断書及び「主治医の方へのお尋ね」
- 3 本人、後見人等候補者の戸籍謄本、住民票
- 4 本人の健康状態が分かる資料(障害の手帳等)
- 5 本人の財産等に関する資料
- 6 その他、家庭裁判所から求められる必要な書類

(費用)

○収入印紙(申立て手数料)

後見／保佐／補助開始 800円

保佐(補助)開始+代理権(または同意権)付与 1600円

保佐(補助)開始+代理権付与+同意権付与 2400円

○収入印紙(登記手数料) 2600円分

○郵便切手 4000円分(内訳500円×5枚, 82円×10枚, 50円×5枚, 20円×10枚, 10円×20枚, 2円×10枚, 1円×10枚)

②家庭裁判所の調査官による事実の調査

○申立人・ご本人、成年後見人の候補者が家庭裁判所に呼ばれて事情を聞かれます。

③精神鑑定

○鑑定費用 5～10万円程度(必要な場合には裁判所から連絡します。)

*実際に精神鑑定が行われるのは、全体の1割程度です。

④審判

○申立書に記載した成年後見人(保佐人、補助人)候補者が、そのまま選任されることが多いですが、場合によっては家庭裁判所の判断によって弁護士や司法書士等が選任されることもあります。

⑤審判の告知と通知

○裁判所から審判通知書謄本をもらいます。

⑥法定後見開始

○東京法務局に内容が登記されます。

＜成年後見人の実務について＞

●成年後見人に就任

●生活配慮

財産や収入を把握し、医療費や税金などの決まった支出を見積もり、今後の療養蓄財の計画を立てます。介護サービス利用契約、診療契約、施設入退所解約などの法律行為を行います。

●財産管理

審判確定後、1か月以内にご本人の財産等を把握し、「財産目録」を作成し家庭裁判所に提出します。適切な管理を行うために、収入や支出を金銭出納帳に記載し、領収書等の資料を保管します。

●家庭裁判所による監督

ご本人の利益が守られるように、定期的に財産管理や身上監護の状況報告を求めたり調査(後見監督)をします。後見人は、後見監督に備えて報告できるように日ごろから準備しておく必要があります。

○保佐人、補助人の実務は、基本的に上記の内容と同様ですが、その範囲は、代理・同意行為目録の項目の中から、ご本人にとって必要な内容を定めて申請し、家庭裁判所が権限を付与します。

＜代理行為目録の項目＞

- ・財産(預貯金を除く。)の管理・保存
- ・財産(預貯金を除く。)の処分・変更
 - 1, 売却 2, 購入 3, 賃貸契約・変更・解除 4, 担保権設定契約の締結・変更 5, 登記手続
- ・預貯金の管理(口座の開設・変更・解約・振込・払戻し)
- ・貸金庫・保護預かり取引に関する事項
- ・定期的な収入(賃料・年金等)の受領及びこれに関する諸手続
- ・定期的な支出を要する費用(賃料・公共料金・ローン返済金等)の支払及びこれに関する諸手続
- ・遺産分割又は相続の承認・放棄, 登記手続
- ・保険に関する事項(契約の締結・変更・解除, 保険金の請求・受領)
- ・証書等の保管に関する事項(登記済権利証, 実印・銀行印等, 株券等)
- ・介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項
- ・医療(病院への入院を含む。)に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- ・その他の事項()
- ・以上の各事項に関して生ずる紛争の処理に関する事項(示談, 訴訟行為(民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。), 弁護士への訴訟行為の委任等)

<同意行為目録の項目>

- 元本の領収又は利用のうち, 以下の行為
 - 預貯金の払い戻し
 - 金銭の利息付貸付
 - その他()
- 借財又は保証のうち, 以下の行為
 - 金銭消費貸借契約の締結
 - 債務保証契約の締結
 - その他()
- 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為の内, 以下の行為
 - 本人所有の土地又は建物の売却
 - 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定
 - 贈与又は寄附行為
 - 商品取引又は証券取引
 - 通信販売(インターネット取引を含む)又は訪問販売による契約の締結
 - クレジット契約の締結
 - 金 万円以上の取引
 - その他()
- 訴訟行為
- 贈与, 和解又は仲裁合意
- 相続の承認若しくは放棄, 又は遺産分割
- 贈与の申込みの拒絶, 遺贈の放棄, 負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認
- 新築, 改修, 増築又は大修繕
- 民法602条に定める期間を超える賃貸借

＜成年後見人等の報酬について＞

成年後見人等に対する報酬は、申立てがあったときに審判で決定されます。報酬額の基準は、法律で決まっているわけではありませんので、裁判官が、対象期間中の後見等の事務内容(財産管理及び身上監護)、成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を考慮して、裁量により、各事案における適正妥当な金額を算定し、審判をしています。

○基本報酬

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬(これを「基本報酬」と呼びます。)のめやすとなる額は、月額1万5千円から2万円です。

ただし、管理財産額(預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額)が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

●京都市では、成年後見制度利用支援事業の中で、報酬助成を行っています。

支給対象要件(要綱第9条抜粋)

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
- (3) 別表1で規定する要件に該当する、第1号に準ずる者として市長が認める者
- (4) その他当該審判の請求に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者

別表1

以下の(1)から(3)の全てを満たす者

- (1) 市民税非課税世帯(世帯員全員が非課税)
- (2) 預貯金等(生命保険を除く)の額が、単身世帯で240万円以下、世帯員が1人増えるごとに□96万円を加算した額以下
- (3) 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

＊来年度改正予定です。

●報酬の支給について

- ・後見人報酬を受けようとする後見人等は、成年後見制度利用支援事業支給金申請書等を障害保健福祉推進室へ提出します。
- ・対象者の資産状況等から報酬の負担が可能か否かを判断し、成年後見制度利用支援事業支給金支給(不支給)決定通知書により通知します。

＊支給上限額

- ・対象者が在宅の場合は28,000円/月額
- ・対象者が施設等に入所している場合は18,000円/月額